

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

- 民営火葬場は、墓埋法施行（昭和23年）以前より存在しており、**法附則のみなし規定により営業を認められている**

墓埋法附則第26条

この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

- 国は、通知において、火葬場の**非営利性・永続性を担保する観点から、原則、地方公共団体、公益法人又は宗教法人**としている【昭和43年国通知】

墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて

（昭和43年4月5日環衛第8058号各都道府県・各指定都市衛生主管部局長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は**火葬場の経営主体については**、昭和二十一年九月三日付け発警第八五号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和二十三年九月十三日付け厚生省発衛第九号厚生次官通知により、**原則として市町村等の地方公共団体**でなければならず、これにより**難しい事情がある場合であつても宗教法人、公益法人等に限る**こととされてきたところである。これは墓地等の経営については、その**永続性と非営利性が確保されなければならない**という趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従つて、墓地等の経営の許可にあつては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。